

会社法の改正——最近の動向について（1）

関西学院大学教授 伊勢田 道仁

1. はじめに

平成 29 年 2 月 9 日 法務大臣による諮問

平成 29 年 4 月 法制審議会調査審議開始

平成 30 年 2 月 14 日 中間試案の公表 意見公募（4 月 13 日まで）

2. 改正の全体像

「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続きの合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理のあり方の見直し、社外取締役を置くことの義務づけなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否の検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい」（諮問第 104 号）

第 1 株主総会に関する規律の見直し

- (1) 株主総会資料の電子提供制度
- (2) 株主提案権

第 2 取締役等に関する規律の見直し

- (1) 取締役等への適切なインセンティブの付与
- (2) 社外取締役の活用等

第 3 その他

- (1) 社債の管理
- (2) 株式交付
- (3) その他

3. 株主総会資料の電子提供制度

(1) 定款の定め

・現行法上 株主総会資料の提供は書面によることが原則。インターネットの利用は株主の個別の承諾を要する。

・改正案 資料を会社のHPに掲載、アドレスを株主に通知→適法な提供方法とする。株主の個別の同意は不要。（電子提供制度）

・上場会社は電子提供制度の利用が義務付けられる（試案第 1 の 1 ②参照）。

・電子提供制度を利用するには、定款の定めを要する。振替株式を発行している株式会社は定款

の変更決議をしたものとみなす（試案第1の1③）。

- ・電子提供の具体的な方法については電子公告を参考にすが、電子提供制度の場合は、パスワードを利用するなどして株主のみが当該情報の提供を受けられるようにすることも可能。
- ・種類株主総会に関しても、電子提供措置をとらなければならない。

（2）電子提供措置

- ・会社法 299 条第 2 項各号に規定する場合
 - 書面による議決権行使ができるとき
 - 電磁的方法によって議決権行使ができるとき
 - 取締役会設置会社であるとき
- ・記載事項→試案第1の2①ア～キ
- ・電子提供措置期間 電子提供措置開始日から株主総会日以後 3 ヶ月を経過する日まで
- ・開始日 【A案】 4 週間前／招集通知発送日 【B案】 3 週間前／招集通知発送日

（3）株主総会の招集通知

- ・発送期限 【A案】 4 週間前 【B案】 3 週間前 【C案】 2 週間前
- ・記載事項 電子提供措置事項に係わる情報を掲載するウェブサイトのアドレスを含む。

（4）株主総会参考書類等の交付または提供等

- ・電子提供制度をとったときは、株主総会書類等を交付し、提供することを要しない（会社法 301 条 1 項の特則）。
- ・インターネットの利用が困難な株主の利益のため、書名交付請求が認められる（試案第1の4(2)）。→定款の定めにより排除できるか？なお検討。
- ・株主が交付を請求できるのは、電子提供措置事項を記載した書面である。それ以外の事項を記載した書面は交付請求できない。

4. 株主提案権

（1）提案することができる議案の数

- ・議題提案権（会社法 303 条）、議場における議案提案権（会社法 304 条）については制限しない。
- ・株主が提案した議案がその内容に照らして適法か否かに関係なく、形式的に議案の数で判断できる。
- ・上限までの提案の中で適法な議案のみを採用すれば足り、上限を超える部分の議案については拒絶できる。
- ・適法性検討の対象となる議案については、原則として、株主に選択させる。

(2) 具体的議案数の上限

【A1案】 5まで。役員等の選任・解任に関する議案は1としてカウントする。

【A2案】 5まで。役員等の選任・解任に関する議案は含めない。

【B1案】 10まで。役員等の選任・解任に関する議案は1としてカウントする。

【B2案】 10まで。役員等の選任・解任に関する議案は含めない。

・定款の変更に関する議案の数の数え方

実務上、関連性のない多数の条項であっても、ひとつの議案として扱うことが多い。→議案数を制限することの意義が半減する。

内容において関連性のある事項ごとに区分して数えるものとする。明文規定を置くかどうかはなお検討する。

・複数の株主による共同行使の場合、株株主が提案することのできる議案数の合計は上限を超えることができない。

(3) 内容による議案の制限

・株主の提案内容が不適切である場合には、提案権を行使することができない(試案第2の2)・

・議題の提案(会社法303条)については、不適切な内容の提案を制限しない。

・具体的拒絶事由

①名誉侵害、侮辱の目的

②専ら人を困惑させる目的

③不正な利益を図る目的

※株主により摘示された事実が真実であるときにも拒絶できるか?→株主総会の活性化という提案権制度の趣旨からすれば拒絶可能と考えられる。

(4) その他

・議決権300個以上という持株要件の引き上げ、または削除?→なお検討する。

・株主総会の日の8週間前までという行使期限を前倒し?→なお検討する。

5. おわりに

・インターネット技術の進展と株主総会事務の負担軽減

・株主提案権が濫用的に行使される事案への対応

・株主の権利とのバランス